

職 発 0322 第 13 号  
平成 28 年 3 月 22 日

各 都 道 府 県 労 働 局 長 殿

厚生労働省職業安定局長  
( 公 印 省 略 )

### 構造改革特別区域基本方針に基づくシニア・ハローワークの設置等について

構造改革特別区域法（平成 14 年法律 189 号）第 3 条第 1 項に規定する「構造改革特別区域基本方針」については、平成 28 年 3 月 22 日に、同基本方針の一部変更についての閣議決定がなされ、同基本方針の別表 1 に「940「シニア・ハローワーク」の設置による高年齢者等に対する重点的な就職支援の実施」（別添 1）が追加されたところである。

地方公共団体が、当該特例措置について、内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けたときは、別添 2 「シニア・ハローワーク設置・運営要領」に基づき、シニア・ハローワークを設置し、当該地方公共団体と連携の下、高年齢者等に対する重点的な就職支援を実施することとしたので、業務に遺漏なきようお願いする。

なお、本件については、別添 3 により、各都道府県知事あて、通知しているので御了知いただきたい。

## 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

番号	940
特定事業の名称	「シニア・ハローワーク」の設置による高年齢者等に対する重点的な就職支援の実施
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	なし
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内において、高年齢者等に対する重点的な就職支援を実施することが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、都道府県労働局が地方公共団体と連携して当該業務を実施する「シニア・ハローワーク」を設置することができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続	特になし

## シニア・ハローワーク設置・運営要領

## 1 趣旨

少子高齢化が進展する中、高年齢者等のニーズを踏まえた多様な雇用・就業機会を確保していくためには、高年齢者等の活用を考える企業と就職を希望する高年齢者等との効率的・効果的なマッチングを図ることが重要である。このため、高年齢者等の採用に積極的な企業の情報の収集・提供をはじめ、高年齢者等の就職支援を重点的に実施することとし、以下のとおり、シニア・ハローワークを設置する。

## 2 シニア・ハローワークの設置

## (1) 設置場所等

設置場所については、各都道府県労働局長が認める公共職業安定所等に設置する。

その際、構造改革特別区域基本方針別表 1 の「940「シニア・ハローワーク」の設置による高年齢者等に対する重点的な就職支援の実施」について、内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定を申請した地方公共団体と必要な調整を行うものとする。

シニア・ハローワークには、高年齢者向けの職業相談窓口を設置し、下記 3 により、支援対象とする高年齢者等に対する就職支援を重点的に実施する。

## (2) 名称

名称は、「〇〇シニア・ハローワーク」（「〇〇」には所在地名又は労働局名を冠すること。）と呼称することを原則とするが、地方公共団体と調整の上、労働局の判断により独自の愛称を使用しても差し支えないこととする。ただし、その場合は、「●●●●（〇〇ハローワーク）」等とすること（●●●●は愛称）。

## (3) 体制

下記 3 に掲げる業務は、職員が実施するほか、高年齢者雇用対策関係の相談員等が実施することとする。

## 3 シニア・ハローワークにおける支援内容

## (1) 支援対象者

55歳以上の高年齢者を支援対象とすることを原則とするが、地方公共団体との調整により、例えば50歳以上の中高年齢者等を支援対象とすることとして差し支えない。

## (2) 支援内容

高年齢者向け職業相談窓口においては、支援対象者に対して、次の①から⑧の支援を行う。

## ① 支援施策の紹介及び職業相談

トライアル雇用事業等の国が行う高年齢求職者が活用できる支援施策の紹介を行うとともに、キャリアカウンセリング等の職業相談を行う。

② 高年齢求職者向け求人情報の提供

求人部門等と連携し、高年齢者の雇用確保に意欲的な企業等の情報を収集し、これら企業の求人情報誌を編纂する等の高年齢求職者の再就職に寄与する求人情報を提供する。

その際、中高年齢者が多く働いている職場であること等を求人企業が積極的にアピールすることは可能であり、そのような情報を併せて提供すること等により、効果的なマッチングに資することとする。

③ 職業生活再設計に係る相談・援助

将来の生活設計を踏まえた生活費用の試算等を行い、年金等の社会保障制度を活用した職業生活の再設計に係る相談・援助を行う。

④ 地方公共団体等の支援制度に係る情報提供及び誘導

都道府県、市区町村又はNPO法人等が行う高年齢求職者が活用できる支援制度に係る相談・情報提供を行うとともに、当該支援制度の相談窓口等への誘導を行う。

⑤ 雇用によらない就業機会の提供

シルバー人材センター事業や社会福祉協議会が行う有償ボランティア等による就業に係る相談・情報提供を行うとともに、当該事業を実施する機関への誘導を行う。

⑥ 再就職準備ガイダンスの実施

転職経験の乏しい高年齢求職者等に対して、次のアからクを内容とした再就職準備ガイダンスを実施する。

ガイダンスの実施に当たっては、集団実施を基本とするが、高年齢求職者等のニーズ等を踏まえて相談窓口職員等による個人実施も差し支えないものとする。

なお、ガイダンスは、高年齢求職者等が労働市場において存在する求人の職種や労働条件、自己の有する職業能力や資格に関する労働市場における評価などについて認識が不足している場合があるため、この認識の差をなくすことを目的に実施する。

ア 管内の求人状況及び雇用情勢の説明

イ 企業が高年齢者に対して求める役割

ウ 求職活動を成功させた高年齢者の事例の紹介

エ 職務経歴の棚卸しの仕方、アピールポイントの探し方などキャリアプランニングに関すること

オ 労働市場圏内の賃金水準、求人求職の状況等に関すること

- カ 履歴書、職務経歴書の書き方や面接の受け方に関すること
- キ 求職活動の方法に関すること
- ク その他支援対象者の就労の実現に資するノウハウ、知識及び技能の習得に関すること

⑦ きめ細かな就職支援

支援対象者の早期再就職等に資するため、上記の他、次のアからオに掲げる支援を中心に、きめ細かな就職支援を行う。

- ア 支援対象者のニーズにあった求人の提示と応募する求人の決定の支援
- イ 個別求人開拓によるマッチングと職業紹介
- ウ 特定の求人に応募するための履歴書・職務経歴書の個別添削
- エ 特定の求人に応募するための模擬面接指導
- オ 応募が不調に終わった場合の理由の特定と今後の対応の検討

⑧ その他の支援

その他、認定を受けた地方公共団体と十分な連携の下、支援対象者の就職支援の適切かつ効果的な実施のために必要と判断する業務を行う。

(3) 積極的な周知・広報等

シニア・ハローワークの支援内容等について、求職者・求人者等に対し、十分な周知・広報を図ること。これにより、高年齢者等の採用に積極的な企業の情報と、就職を希望する高年齢者等の情報をシニア・ハローワークに集約させ、効率的・効果的なマッチングを行うこと。

4 その他

その他、シニア・ハローワークの運営等に必要な事項は別途定める。

別添3

職発 0322 第 14 号  
平成 28 年 3 月 22 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省職業安定局長

「シニア・ハローワーク設置・運営要領」の策定について

平素より、職業安定行政の推進に御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

構造改革特別区域法（平成 14 年法律 189 号）第 3 条第 1 項に規定する「構造改革特別区域基本方針」について、平成 28 年 3 月 22 日に、同基本方針の一部変更についての閣議決定がなされ、同基本方針の別表 1 に「940「シニア・ハローワーク」の設置による高年齢者等に対する重点的な就職支援の実施」（別添 1）が追加されたところです。当該特例を措置するに当たり、別添「シニア・ハローワーク設置・運営要領」（別添 2）を策定したので、御了知ください。

高齢者雇用をはじめ、雇用対策の推進に当たっては、今後とも都道府県労働局と密接な連携を図っていただきますようお願い申し上げます。

担当：厚生労働省職業安定局雇用開発部  
高齢者雇用対策課雇用指導係

連絡先：03-3502-6779（直通）

## 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

番号	940
特定事業の名称	「シニア・ハローワーク」の設置による高年齢者等に対する重点的な就職支援の実施
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	なし
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内において、高年齢者等に対する重点的な就職支援を実施することが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、都道府県労働局が地方公共団体と連携して当該業務を実施する「シニア・ハローワーク」を設置することができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続	特になし

## シニア・ハローワーク設置・運営要領

## 1 趣旨

少子高齢化が進展する中、高年齢者等のニーズを踏まえた多様な雇用・就業機会を確保していくためには、高年齢者等の活用を考える企業と就職を希望する高年齢者等との効率的・効果的なマッチングを図ることが重要である。このため、高年齢者等の採用に積極的な企業の情報の収集・提供をはじめ、高年齢者等の就職支援を重点的に実施することとし、以下のとおり、シニア・ハローワークを設置する。

## 2 シニア・ハローワークの設置

## (1) 設置場所等

設置場所については、各都道府県労働局長が認める公共職業安定所等に設置する。

その際、構造改革特別区域基本方針別表1の「940「シニア・ハローワーク」の設置による高年齢者等に対する重点的な就職支援の実施」について、内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定を申請した地方公共団体と必要な調整を行うものとする。

シニア・ハローワークには、高年齢者向けの職業相談窓口を設置し、下記3により、支援対象とする高年齢者等に対する就職支援を重点的に実施する。

## (2) 名称

名称は、「〇〇シニア・ハローワーク」（「〇〇」には所在地名又は労働局名を冠すること。）と呼称することを原則とするが、地方公共団体と調整の上、労働局の判断により独自の愛称を使用しても差し支えないこととする。ただし、その場合は、「●●●●（〇〇ハローワーク）」等とすること（●●●●は愛称）。

## (3) 体制

下記3に掲げる業務は、職員が実施するほか、高年齢者雇用対策関係の相談員等が実施することとする。

## 3 シニア・ハローワークにおける支援内容

## (1) 支援対象者

55歳以上の高年齢者を支援対象とすることを原則とするが、地方公共団体との調整により、例えば50歳以上の中高年齢者等を支援対象とすることとして差し支えない。

## (2) 支援内容

高年齢者向け職業相談窓口においては、支援対象者に対して、次の①から⑧の支援を行う。

## ① 支援施策の紹介及び職業相談



トライアル雇用事業等の国が行う高年齢求職者が活用できる支援施策の紹介を行うとともに、キャリアカウンセリング等の職業相談を行う。

② 高年齢求職者向け求人情報の提供

求人部門等と連携し、高年齢者の雇用確保に意欲的な企業等の情報を収集し、これら企業の求人情報誌を編纂する等の高年齢求職者の再就職に寄与する求人情報を提供する。

その際、中高年齢者が多く働いている職場であること等を求人企業が積極的にアピールすることは可能であり、そのような情報を併せて提供すること等により、効果的なマッチングに資することとする。

③ 職業生活再設計に係る相談・援助

将来の生活設計を踏まえた生活費用の試算等を行い、年金等の社会保障制度を活用した職業生活の再設計に係る相談・援助を行う。

④ 地方公共団体等の支援制度に係る情報提供及び誘導

都道府県、市区町村又はNPO法人等が行う高年齢求職者が活用できる支援制度に係る相談・情報提供を行うとともに、当該支援制度の相談窓口等への誘導を行う。

⑤ 雇用によらない就業機会の提供

シルバー人材センター事業や社会福祉協議会が行う有償ボランティア等による就業に係る相談・情報提供を行うとともに、当該事業を実施する機関への誘導を行う。

⑥ 再就職準備ガイダンスの実施

転職経験の乏しい高年齢求職者等に対して、次のアからクを内容とした再就職準備ガイダンスを実施する。

ガイダンスの実施に当たっては、集団実施を基本とするが、高年齢求職者等のニーズ等を踏まえて相談窓口職員等による個人実施も差し支えないものとする。

なお、ガイダンスは、高年齢求職者等が労働市場において存在する求人の職種や労働条件、自己の有する職業能力や資格に関する労働市場における評価などについて認識が不足している場合があるため、この認識の差をなくすことを目的に実施する。

ア 管内の求人状況及び雇用情勢の説明

イ 企業が高年齢者に対して求める役割

ウ 求職活動を成功させた高年齢者の事例の紹介

エ 職務経歴の棚卸しの仕方、アピールポイントの探し方などキャリアプランニングに関すること

オ 労働市場圏内の賃金水準、求人求職の状況等に関すること

- カ 履歴書、職務経歴書の書き方や面接の受け方に関すること
- キ 求職活動の方法に関すること
- ク その他支援対象者の就労の実現に資するノウハウ、知識及び技能の習得に関すること

⑦ きめ細かな就職支援

支援対象者の早期再就職等に資するため、上記の他、次のアからオに掲げる支援を中心に、きめ細かな就職支援を行う。

- ア 支援対象者のニーズにあった求人の提示と応募する求人の決定の支援
- イ 個別求人開拓によるマッチングと職業紹介
- ウ 特定の求人に応募するための履歴書・職務経歴書の個別添削
- エ 特定の求人に応募するための模擬面接指導
- オ 応募が不調に終わった場合の理由の特定と今後の対応の検討

⑧ その他の支援

その他、認定を受けた地方公共団体と十分な連携の下、支援対象者の就職支援の適切かつ効果的な実施のために必要と判断する業務を行う。

(3) 積極的な周知・広報等

シニア・ハローワークの支援内容等について、求職者・求人者等に対し、十分な周知・広報を図ること。これにより、高年齢者等の採用に積極的な企業の情報と、就職を希望する高年齢者等の情報をシニア・ハローワークに集約させ、効率的・効果的なマッチングを行うこと。

4 その他

その他、シニア・ハローワークの運営等に必要な事項は別途定める。